

議案第19号

阿見町文化芸術振興条例の一部改正について

阿見町文化芸術振興条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町文化芸術振興条例の一部を改正する条例

阿見町文化芸術振興条例(平成29年阿見町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条中「生涯学習課」を「文化課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

阿見町文化芸術振興条例新旧対照表

改正前	改正後	備考
第16条 審議会の庶務は、教育委員会 <u>生涯学習課</u> において処理する。	第16条 審議会の庶務は、教育委員会 <u>文化課</u> において処理する。	

## 議案第19号 説明資料

### 阿見町文化芸術振興条例の一部改正について

#### 【改正の理由】

社会状況の変化や町民ニーズに対応し、住民サービスの更なる向上を目指すため、組織機構の改正により文化課が新設されることから、当該課が所管することとなる本条例について、所要の改正を行うもの。

#### 【改正の概要】

第16条関係・・・庶務を担当する部署を「生涯学習課」から「文化課」に改める。

#### 【施行年月日】

この条例は、令和8年4月1日から施行する。